

東京都板橋区選挙管理委員会事務局課長補佐の職の指定等に関する要綱  
(平成31年3月29日 選挙管理委員会委員長決定)  
(令和3年3月26日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区選挙管理委員会事務局課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（平成31年3月25日東京都板橋区選挙管理委員会訓令第1号。以下「選挙管理委員会事務局課長補佐等の指定等に関する規程」という。）第2条及び第4条の規定に基づき、課長補佐の職の指定に関する基準及び必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 選挙管理委員会事務局課長補佐等の指定等に関する規程第2条の別に定める基準及び課長補佐の職の指定は、東京都板橋区課長補佐の職の指定等に関する要綱（平成11年4月1日区長決定）第3条及び第4条の規定を準用して行い、その指定する職は管理係長とする。

(その他の必要事項)

第3条 この要綱に定めるもののほか、課長補佐の職の指定等に関し必要な事項は、区長部局の例による。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。